

令和3年4月8日

佐久市立小中学校 保護者様

佐久市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大期における対応のお願い

日頃より、佐久市学校教育に対して、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る諸対応に深く感謝申し上げます。

さて、令和3年1月15日に、県から「医療非常事態宣言」が発出された折りに、下記のようなお願いをしました。今後も、感染拡大が心配される場合には、別紙配布いたしました「新型コロナウイルスに関する臨時休業（休校）、出席停止等の基準と対応について」に加えて、下記の対応につきましてもご理解ご協力をお願いいたします。

なお、この対応は、学校毎の状況によって、その必要性を判断しますのでご承知おきください。

記

1 児童生徒の登校自粛について

- (1) 児童生徒やご家族に風邪症状がある場合は、その間登校しないこと。
- (2) 同居のご家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控えること。

上記(1)(2)に当てはまる場合は、保護者から学校へ電話等でご連絡をお願いします。この場合、「出席停止・忌引き等の日数」とし、欠席扱いとなりません。また、家庭学習等については、課題プリント等により、学校が可能なサポートをします。学校とご相談ください。

2 新型コロナウイルスに関する学校への連絡について

- (1) 学校内の感染防止を図るため、学校への連絡は、状況が分かり次第、速やかにお願いします。
- (2) 感染拡大防止のため、学校へ緊急連絡の必要があり、夜間、休日、祝日等で学校に連絡がつかない場合は、以下の通りお願いします。
 - ・佐久市役所代表（宿直）62-2111へ連絡をしてください。
 - ・その際、新型コロナウイルスに係る緊急の連絡であることを告げ、学校から折り返しできる連絡先をお知らせください。市役所から学校へ連絡を入れます。

3 新型コロナウイルス感染症に関する相談について

発熱等の風邪症状で体調に不安な方がいらっしゃいましたら、以下の機関等へご相談ください。

- ・佐久保健所コールセンター（63-3178）
- ・かかりつけの医療機関
- ・佐久市役所健康づくり推進課（62-3189）

以上